

グループホーム きよたⅡ 運営規程

(目的)

第一条 この規程は、医療法人社団 鈴木内科医院が設置運営する、グループホーム きよたⅡ(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下、「指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護」という。)の事業の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第二条 本事業は、要介護又は要支援2で認知症の状態にある者(以下要介護者等)という。)に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して安心と尊厳のある生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第三条 本事業所において提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解りやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第四条 本事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 グループホーム きよたⅡ
所在地 札幌市清田区清田4条2丁目10-27

(事業所の員数及び職務内容)

第五条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 2名 (常勤・介護従事者と兼務)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名以上 (介護従事者と兼務)
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成するとともに、提供する介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡調整を行う。
- ③ 介護職員 常勤 12名以上 非常勤 2名以上 (常勤うち1名は管理者・1名は計画作成者と兼務)介

護職員は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第六条 共同生活住居数及び利用定員は9名。

(介護の内容)

第七条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴・排泄・食事・着替え等の介助。
- ② 日常生活上の世話
- ③ 機能訓練
- ④ 相談・援助

(介護計画の作成)

第八条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービスの開始に際し、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(短期利用共同生活介護)

第九条 共同生活住居の定員範囲で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、短期利用共同生活介護の利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 利用者が入院等のため、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室を利用することがある。なお、この期間の家賃等の費用については利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料金)

第十条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときはその1割から3割までのいずれかの額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- ① 家賃 68,000 円 / 月

*入居時に保証金として家賃1ヶ月分 68,000 円お預かりします。

- ② 食材料費 1,200 円 / 日 (外税)

④ 水道光熱費 25,000 円 / 月

* 10月～翌年の4月の寒冷期間は、12,500円の加算となります。

⑤ その他指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものについては実費とする。

3 短期利用共同生活介護および介護予防短期共同生活介護の家賃は1日 2,000 円、光熱費1日 830 円、
※10月～翌年の4月の寒冷期間は、1日 410 円の加算となります。

食費1食 400 円、またリネンリースを希望される場合は、1日 300 円を徴収する。

4 月の途中における入居又は退居については、日割り計算とする。

5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第十一条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 短期利用共同生活介護および介護予防短期共同生活介護の利用者の入退居に関しては利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

3 居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

4 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行なうよう努める。

(秘密保持)

第十二条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないような必要な処置を
ずる。

(苦情処理)

第十三条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第十四条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。
う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第十五条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第十六条 利用者の心身の状態に異変、その他の緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第十七条 非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第十八条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第十九条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業者はこの事業を行うため、ケース記録・利用者負担金収納簿・その他必要な記録・帳簿を整理する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年 10月 1日から施行する。

平成 20年 4月 1日 改定

平成 22年 1月 1日 改定

平成 23年 10月 1日 改定

平成 24年 5月 1日 改定

平成 26 年	4 月	1 日	改定
平成 27 年	4 月	1 日	改定
平成 28 年	5 月	1 日	改定
平成 30 年	1 月	17 日	改定
平成 30 年	9 月	16 日	改定
令和 4 年	5 月	1 日	改定
令和 5 年	4 月	1 日	改定
<u>令和 6 年</u>	<u>2 月</u>	<u>1 日</u>	<u>改定</u>